

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和2年10月2日	株式会社丸魚商店(法人番号2220001006708) 代表者大谷康史	石川県金沢市西念4丁目15番1号	本店営業所	石川県金沢市西念4丁目15番1号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	令和2年7月15日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)(2)乗務等の記録記載不備(安全規則第8条)(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	0	0
一般貨物	令和2年10月9日	株式会社フジサービス(法人番号9011401007302) 代表者西岡有子	東京都板橋区坂下3-37-8	長野営業所	長野県東御市御牧原2490-3	輸送施設の使用停止(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年7月29日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)1箇月の拘束時間に関する違反(安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)(4)点呼の記録記載不備(安全規則第7条第5項)(5)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)	4	4
一般貨物	令和2年10月27日	株式会社眞永(法人番号5230001015127) 代表者眞井紀男	富山県高岡市木津1502番地10	本社営業所	富山県高岡市中保1388番地モンテニューII 105号室	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	平成30年10月12日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。